

## 「支援センター凧」指定居宅介護支援事業 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人湘南の凧が開設する支援センター凧居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護支援専門員は、利用者が要介護状態に等になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう指定居宅介護支援を行うものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、利用者の選択に基づき、適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の意思並びに人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 湘南の凧
- (2) 所在地 神奈川県逗子市桜山 9-3-53

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。ただし、介護支援専門員一人あたり、担当利用者の上限は、35人とする。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日～金曜日  
ただし、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日まで並びに「国民の祝日に関する法律」第3条第1項及び第2項に規定する休日(1月1日及び月曜日に限る。)の場合を除く。
- (2) 営業時間 午前9時～午後5時45分
- (3) サービス提供時間 午前9時～午後5時45分
- (4) その他 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、営業日若しくは営業時間を変更し、又は臨時に休業日を設けることができる。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。その内容は次のとおりとする。

- (1) 課題分析(アセスメント)の実施
- (2) 居宅サービス計画原案の作成
- (3) サービス担当者会議等の実施
- (4) 居宅サービス計画の確定(利用者及び家族への説明、同意及び交付)
- (5) 利用者宅訪問、面接及びモニタリング結果の記録(月1回以上)
- (6) 必要に応じた居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者との連絡調整等
- (7) 介護保険施設への紹介、その他便宜の提供及び介護保険施設等からの退院又は退所する利用者への居宅サービス計画等の援助
- (8) 保険者からの委託による要介護認定のための調査及び各種調査等、保険者への協力

(利用者等から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行なう指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmあたり20円

- 3 事業所は、前2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 4 事業所は、第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者

またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明した上で同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

逗子市全域、葉山町（長柄、堀内）、鎌倉市（材木座、浄明寺、大町）

(苦情解決)

第9条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当職員の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。

(緊急時における対応)

第11条 従業者は、居宅介護支援の提供にあたり、事故が発生し、又は事故を発見した時は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項等)

第12条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設け、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。

5 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。

6 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定居宅介護支援を提供した日から5年間保存する。

- (1) 指定居宅サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
  - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
    - ①居宅介護サービス計画原案及び居宅サービス計画
    - ②アセスメントの記録
    - ③サービス担当者会議等の記録
    - ④モニタリングの結果の記録
  - (3) 市町村への通知に係る記録
  - (4) 苦情の内容等の記録
  - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人湘南の風と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 付 則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。  
平成 14 年 4 月 1 日 一部改定する。  
平成 18 年 4 月 1 日 一部改定する。  
平成 20 年 7 月 1 日 一部改定する。  
平成 23 年 6 月 16 日 一部改定する。  
平成 23 年 10 月 17 日 一部改定する。  
平成 23 年 11 月 29 日 一部改定する。  
平成 24 年 3 月 15 日 一部改定する。

#### 附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 3 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。